

補助金について

1 既存建物等の解体経費補助金

既存建物等の解体撤去について、予算の範囲内で解体に係る経費を補助します。

補助金額は令和9年度当初予算案の議決後に確定となりますが、現時点では91,371千円（目黒区実施計画に示す事業費）を見込んでいます。補助率は7/8です。

なお、本補助金の交付は、解体工事完了後に一括で行います。

2 施設整備費補助金

施設整備について、「目黒区民間保育所施設整備費補助要綱」に基づき、予算の範囲内で整備に係る経費を補助します。

補助金額は令和9年度以降の国及び東京都の補助要綱に基づき算出となりますが、令和8年度の補助要綱に基づく309,555千円が補助上限額となります（国の補助要綱に基づく交付基礎額（基準額）から、国及び東京都の補助要綱における負担割合（国・東京都・区・事業者）を踏まえ算出しています。）。

※国の補助要綱における対象経費（別表 1-1）や交付基礎額（基準額）（別表 2-2）等については、以下、ご参照ください。

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/kenko_fukushi/shugakumaeseibi_00001.html

また、本補助金の活用においては、国及び東京都等の補助要件を満たす計画であることが求められることから、別途補助に当たっての事前協議が必要になります（本補助金は年度単位のものとなることから、複数年度事業の場合、毎年度協議が必要となります。）。

当該事前協議時に示された対象経費のうち、7/8を目黒区が補助することとなります（事業実施翌年度の実績報告時に各補助対象経費を精査することから、具体的に補助対象となる経費が最終確定するのはその後になります。）。

なお、補助金の交付は、原則として各年度末に工事の進捗状況を確認した後、年度ごとに一括で行います。

【整備スケジュールについての留意点】

実施設計及び工事請負の契約締結は、国庫補助等の内示後に行う必要があります。国等への事前協議後に内示となりますので、余裕を持ったスケジュールとしてください。

なお、令和9年度・令和10年度の国庫補助内示のスケジュールは、現時点では示されていないため、以下を参考としてください（協議書の提出期限は、各内示時期の約2か月前になります。）。

●令和 8 年度の国庫補助内示のスケジュール

- ①事業着手予定月が R8. 4 又は R8. 5 の事業：4 月上旬
- ②事業着手予定月が R8. 6 から R8. 8 の事業：6 月上旬
- ③事業着手予定月が R8. 9 から R8. 11 の事業：9 月上旬
- ④事業着手予定月が R8. 12 以降の事業：12 月上旬

また、複数年度事業においては、1 年目に工事が始まらず、実施設計のみとなった場合は、設計料は補助対象外となります。補助対象とするには、1 年目に工事に着手する必要があることにご留意ください（基本設計料は補助対象外です。）。

3 非常通報装置（学校 1 1 0 番）設置費補助金

非常通報装置（学校 1 1 0 番）設置費は、「私立保育所における非常通報装置設置に係る補助金交付要綱」に基づき、上限 3 0 0 千円（補助基準額）を補助します。補助金交付額は、補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない方の額となります（令和 9 年度又は令和 1 0 年度予算計上額が上限額になります。）。

4 保育所運営費

子ども・子育て支援法附則第 6 条に規定する委託費に加え、「目黒区保育所運営費等補助要綱」及び「目黒区私立保育所法外援護実施要綱」に基づき、運営費の補助を行います。

また、民営化園においては、区立保育園と同等以上の職員配置とすることから、開設後 5 年間は民営化経過措置として、「目黒区立保育所の民設民営化園に係る運営費補助に関する要綱」に基づき、加配される保育士の人件費相当額を補助します。

5 事情変更

事業者決定後、国及び東京都の制度や諸事情等に大幅な変更が生じた場合は、区と事業者間で整備方法等について変更協議することがあります。

6 添付資料

- (1) 目黒区民間保育所施設整備費補助要綱
- (2) 私立保育所における非常通報装置設置に係る補助金交付要綱
- (3) 目黒区保育所運営費等補助要綱
- (4) 目黒区私立保育所法外援護実施要綱
- (5) 目黒区立保育所の民設民営化園に係る運営費補助に関する要綱

以 上